

大阪府及び府内市町村における障がい者に対する配慮や工夫の事例

■ 府施設、市町村施設(庁舎、保健センター、図書館、公民館等)に関する配慮や工夫

府有施設、市町村有施設のバリアフリー情報については、下記の府ホームページでご紹介していますので、参照ください。

『府有施設のバリアフリー情報』

http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/seinou-hyouji/index.html

『市町村有施設のバリアフリー情報』

http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/sityoson-bareerfree/index.html

○バリアフリーに関すること

建物の出入口にスロープを設置している。

建物の出入口や床に点字ブロックを設置している。

正面玄関のドアを自動ドアにしている。

車いす対応エレベーター(エレベータ内に鏡をつけ車いすでも後方確認しやすいようにしている等)を設置している。

エレベーターボタンの横に点字表示をしている。

議会傍聴席へのエレベーターを設置している。

議会傍聴席に、車いす用スペースを設置している。

階段の手すりに誘導用の点字表示をしている。

廊下や階段の手すりを二段にしている。

階段の段鼻には、明度の差の大きい色をつけている。

車いすでも移動しやすいように通路の幅を広くとり、各フロアはフラットになるように設計している。

各部屋の入口(扉)は、バリアフリーを考えて吊り戸にしている。

車いすのまま使用しやすい高さの受付カウンターや書類記載台等を設置している。

障がい者等に配慮したトイレ、多目的トイレを設置している。

- 車いす対応
- オストメイト
- 車いす使用者用洗面台
- 非常呼び出しボタン
- トイレのドアに点字のサイン

飲料自動販売機は、ユニバーサルデザインのタイプを設置している。

観客席に車いす使用者用観客席を設置している。(体育館、野外活動施設等)

視覚障がい者用卓球台を用意している。(体育館、野外活動施設等)

障がい者用入浴設備を設置している。(体育館、野外活動施設等)

府営住宅におけるバリアフリー
～建替事業～

【住宅専有部分】

府営住宅建て替え事業では、高齢者・障がい者等誰もが安心して暮らせる住宅の供給を行っている。
住宅専有部分についての仕様は以下のとおり。

○エイジレスハウス(H4設計～)

高齢者や障がい者に配慮した住まいづくりの推進を目的とし、住宅仕様を変更。

【仕様】室内段差解消・浴槽部分の落としこみ・手すり設置 等

○あいあい住宅 (H8設計～)

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(H6)を受け、健常者にとって住みやすいだけでなく、加齢等により一定の身体機能の低下や障害が生じた場合においても、基本的にそのまま住み続けることを可能とし、居住者が出来るかぎり長い間、自立した日常生活を送れるよう配慮した住宅建設を開始。

エイジレス仕様を拡充し、日常生活に介助を要する場合(車いす等の利用)でも適切に対応可能とする仕様の採用。

【仕様】室内段差解消・浴槽部分の落としこみ・手すり設置、玄関・廊下・便所・洗面脱衣所面積・扉寸法の拡大、3点給湯・浴槽(2人槽)・シングルレバー式混合水栓の採用 等

【住宅共用部分】

共用部分については、視覚障がい者への配慮も含め、現在以下の配慮を行っている。

【仕様】エレベータの設置、敷地内段差解消、スロープ・手すり・誘導ブロック・触知図の設置、

車椅子用駐車場設置、段差識別ノンスリップの採用、多目的トイレ設置(集会所) 等

～既存改修事業～

○中層EV設置事業

階段の昇降による負担の軽減を図るため、エレベーターのない既存中層住宅にエレベーターを設置。

○住戸内バリアフリー化事業

既存住戸内の段差の解消や手すりの設置等を実施。

○団地内バリアフリー化事業

団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差の解消や手すりの設置等を実施。

○ コミュニケーション、案内、情報提供に関すること

施設の入口に近づくと鳴るチャイムを設置している。

館内案内図の点字表示をしている。

各部屋の扉に点字表示をしている。

音声案内装置を設置している。

緊急時には、音声ガイド及び電光表示による文字表示ができるようにしている。

赤外線補聴システムを常設した貸室がある。システムの貸出も行っている。

議会における代表質問等において、希望者に対し、事前連絡を受けた上で、手話通訳や要約筆記(ノートイク)を行っている。
質問の通告内容の点字版を作成し、希望者に対し貸出しを行っている。

聴覚障がい者が来庁された際に、各ゲートで手話によるスムーズな案内が行えるよう、守衛全員が手話の研修を実施し対応している。ただし、専門的な対応が必要な場合は筆談対応することとしている。

(理由:これまで来庁者に対しては、不審者の早期発見という観点から警備に重点を置いていたが、ホスピタリティーの提供(府民サービスの向上)をコンセプトにした府民対応に改善したことにより、聴覚障がい者が来庁されたときには、手話で対応することとしたため。)

障がい者を含む要支援者に対して、ゲートから担当課への案内(必要な場合は同行)を徹底し、在庁している間は、守衛室本部で所在確認を行っている。退庁の際に担当課から同行が必要な場合は、担当課から連絡を受けて(短時間訪問の場合は担当課前で待機)ゲートまで同行し、お見送りをしている。

(理由:地震、火災等の場合に、在庁される要支援者の避難・救出を即時に行うため。)

○ その他

バスの停車マスがU字型に6か所並ぶバス降車ターミナルで、バスがその都度空いているマスに停めるため、降車した視覚障がい者が、自分が向いている方向がわからないという問題があった。そこでバス会社と協議し、停車マスとその前の壁に番号を書いておき、視覚障がい者がバス降車時に運転手に番号を尋ねることで自分の位置・方角がわかるようにした。

介助者と一緒に休んだりできる場所を設けている。

車いすの貸出をしている。